

答申第 926 号

諮問第 1582 号

件名：特定の車両の交通事故現場又は第三被害者、第三被害物の事故捜索届が
特定の警察署より愛知県警察本部へされた行政文書の不開示（存否応答
拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 5 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 6 月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件法人が所有する車両は無車検無保険にて公道走行出来ない道路交通法違反事故でありこの反則行為による事故での損壊物、第三被害者等に対する責任の有無を明確にする必要があり任意保険会社への請求権やその請求や責任の有無や車両の保管状況等、明確にする必要がありこの事故について警察へ通報があった事又違反車両（無車検）である事から会社駐車場で保管していた事実を明確にする必要があるため。A 警察署によりシステム入力すると話が合った。正確な事故現場の情報提供もできないため。

警察官、警察署長による道路交通法第十二節反則行為車両事故隠蔽、改ざんを告発するとともに、証拠（車検証書、自賠責保険）等ねつぞうして署内端末照会（公記号、偽造、不正使用等）刑法第 166 条①②又署内端末照会での結果車両車検が有効であったと偽証し刑法第 169 条は明らかである事から告発したものである。

刑法第 230 条①（車検有効の有無での警察官による偽証によって）事故当事者と会社との民事問題以前の問題で事故処理が（道路交通法違反、反則による事故）明確にされないと会社として加入していた任意保険申請手続き又は被害物、被害者等の対応などと考えると大変不安な日々を送っている。

一日も早い解決をお願いしたい。また同車両は平成 28 年 12 月 2 日車検の有効期間が満了しており同車両が勝手に持ち出され交通事故をおこしたとする事案は道路交通法第 72 条の 2 の①②によって A 警察署長が保管するもので、当事者より「交通事故に間違いありません（事故日平成 28 年 12 月 13 日）」と供述書を作成した事から同車両が道路交通法第十二節に違反して交通事故をおこした事から反則行為による交通事故として反則行為の第 126 条③警察本部長に速やかにその旨を報告しなければならない。

違反行為を警察が隠蔽してはならない。同車両が交通事故をおこした平成 28 年 12 月 13 日は車検は無効で保険も更新されておらずこの交通事故がおこった当日は道路交通法違反車両による事故で所有者とこの交通事故が無関係である事、又会社所有の同車両は物件として会社駐車場にて保管管理していた物だと云う事を明確にする必要があるため。

確実に被害物がある事から、責任の有無を明確にする必要があるため。現在も大変不安な思いである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

無車検、無保険事故捜査終了後、第三被害物、第三被害者よりの届出があった時のためシステム入力をするむねの教示が A 警察署よりありその事実の確認をするため開示を求める。

A 警察署は署内端末で車検の有効を確認したとするがそのような事実はない。

ウ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 5 月 31 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる行政文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求書において審査請求人は、「特定の車両有限会社 A 所有」と特定した上で、その特定の車両に係る交通事故に関する情報を求めているものであり、すなわち、審査請求人は特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関して愛知県警察本部で保管する行政文書の開示を求めるものであると解される。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 6 月 14 日付けで行政文書不開示決定通知により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第 7 条第 3 号該当性

(ア) 条例第 7 条第 3 号イは、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報は開示しないことができると規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両が記載されていることから、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が所有する車両が、交通事故を起こして警察に取り扱われた否かといった情報（以下「本件法人情報」という。）が明らかとなるため、当該法人の信用及び社会的評価に影響を及ぼし、当該法人の名誉侵害及び社会的評価の低下につながり、当該法人の権利、競争の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。また、同号ただし書には該当しない。

イ 条例第 10 条該当性

(ア) 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、

当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

- (イ) 本件開示請求は、上述のとおり特定の法人が所有する車両を特定した上で、当該車両に係る交通事故に関する行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 3 号に規定する不開示情報である本件法人情報を開示することとなることから、条例第 10 条に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の理由において、「この事故について警察に通報があった事又違反車両（無車検）である事から会社駐車場で保管していた事実を明確にする必要があるため」等の主張をし、本件請求対象文書の開示を求めているものであるが、本件処分が適正な処分であることは前記ウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 28 年 12 月に A 警察署から愛知県警察本部に送付された特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関する届出書その他の行政文書であって、愛知県警察本部で保管するものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけ

で、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の同号イ該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両に係る交通事故に関して愛知県警察本部で保管する行政文書を請求したものであり、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したという事実を前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の法人の所有

する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであるといえる。そして、本件存否情報が明らかになれば、当該法人の所有する車両に関して警察が取り扱う何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながることを考えると考えられる。その結果、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 3 号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件行政文書開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の車両の交通事故現場又は第 3 被害者、第 3 被害物の事故捜索届が A 警察署より愛知県警察本部へされた行政文書 平成 28 年 12 月（請求日現在県警察本部の保有保管するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.31	諮問（弁明書の写しを添付）
31. 2.28	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
1. 5.28	審査請求人から陳述書（令和元年 5 月 23 日付け）を受理
1. 6.24	審査請求人から陳述書補足（令和元年 6 月 13 日付け）を受理
1.10.11	審査請求人から陳述書補足（令和元年 10 月 9 日付け）を受理
1.12.20 (第 588 回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 1.17 (第 589 回審査会)	審議
2. 1.20	審査請求人から陳述書（令和 2 年 1 月 11 日付け）を受理
2. 2.14 (第 591 回審査会)	審議
2. 3.27	答申